

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3・4階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://www5c.biglobe.ne.jp/~hiramoto/

税理士の独り言

経験を積む、場数を踏むことによって自信がつけますが、それは慣れることでもあります。経験を正しく生かし、そこから教わるものがないければ、場慣れが過信を生むものになります。反省をして学び続けるという姿勢のない経験の積み重ねからは成長はありません。熟練の技や匠と言われるものが学び続けた経験の結果です。それは生涯続くものであり、その人間の深みでもあります。私も職業はいくつか経験しましたが、まだ底が見えるほど浅いですね…。

ヒント

○マネジメントは、今日のことを考える秒針と、明日のことを考える長針と、10年後の次の世代のことを考える短針が、自分の中で整合的に回る能力が必要だ。

○経営者の決断は、最後はその人の世界観や哲学観による。強い経営者や強い会社は、迷ったときにその背骨が揺れない会社である。

「会社は頭から腐る」
富山和彦著 ダイヤモンド社

税務アンテナ

□法人に代表者等が貸付金で資金援助をしている場合には、その貸付金は債権者である代表者等の相続財産とされます。その法人が繰越青色欠損金を有している場合には、繰越青色欠損金の範囲内で代表者等が債権放棄をすれば法人の債務免除益と繰越欠損金を相殺して法人税を納めることもなく相続財産を減らすことができます。

ただし、債務免除により法人の株価が増加するようであれば、債務免除をした代表者等以外の株主に贈与税が発生する場合があります。

また、法人が資金援助をした貸付金の債権放棄をする場合には、一定の要件を満たさない限り、寄付金として扱われます。

□人の居住の用に供する家屋の貸付けや土地の貸付けは消費税が非課税となりますが、駐車場として整地、区画されたようなものの貸付けは非課税とはなりません。

また、住宅の貸付けに伴う駐車場の貸付けは、入居者について1戸当たり1台分以上の駐車スペースが確保されており、かつ、自動車の保有の有無にかかわらず割り当てられ、家賃とは別に駐車場使用料を徴収していないものであれば、駐車場を含めた全体が住宅の貸付けとして非課税となります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

11月の税務スケジュール

| | |
|-----|--|
| 10日 | ○10月分の源泉所得税の納付 (休日につき12日) |
| 15日 | ○所得税の予定納税額の減額の申請 |
| 30日 | ○9月決算法人の確定申告 ○20年3月決算法人の中間申告(予定申告) ○12月、20年3月、6月決算法人の消費税中間申告 |

| | |
|-----|---------------------------|
| 30日 | ○11月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 |
|-----|---------------------------|

今月の贈る言葉『小事には分別せよ。大事には驚くべからず。』 by 徳川光圀